

第3回富士見市健康づくり審議会会議録

日 時	平成26年8月28日（木） 午後1時～2時30分												
場 所	健康増進センター 会議室												
出席者	<p>○ 委員</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">浅見 隆志委員</td> <td style="width: 33%;">上田 しげ子委員</td> <td style="width: 33%;">大竹 ミイ子委員</td> </tr> <tr> <td>奥住 幸江委員</td> <td>桶田 利夫委員</td> <td>篠田 毅委員</td> </tr> <tr> <td>關野 美知子委員</td> <td>苗代 明委員</td> <td>星野 悦子委員</td> </tr> <tr> <td>三木 とみ子委員</td> <td>三角 麻子委員</td> <td>溝辺 香織委員</td> </tr> </table> <p>○事務局</p> <p style="padding-left: 20px;">久米原健康増進センター所長 銘苅副所長 相原主査 樋口主任 駒林</p>	浅見 隆志委員	上田 しげ子委員	大竹 ミイ子委員	奥住 幸江委員	桶田 利夫委員	篠田 毅委員	關野 美知子委員	苗代 明委員	星野 悦子委員	三木 とみ子委員	三角 麻子委員	溝辺 香織委員
浅見 隆志委員	上田 しげ子委員	大竹 ミイ子委員											
奥住 幸江委員	桶田 利夫委員	篠田 毅委員											
關野 美知子委員	苗代 明委員	星野 悦子委員											
三木 とみ子委員	三角 麻子委員	溝辺 香織委員											
欠席者	伊藤 智委員 川南 勝彦委員 前野 和子委員												
傍聴者	3名												

内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 委員長あいさつ (富士見市健康づくり審議会条例第6条第2項、委員の過半数出席により委員会が成立することが報告された)</p> <p>3. 事務局配布資料説明 ・食育推進条例(案) 1部</p> <p>4. 前回審議事項の訂正について (1) 第1条 目的 訂正について 事務局:「教育関係者」から「食品関連事業者」までの所にそれぞれ「等」という言葉を加えるというご指摘をいただいたが、加筆していない理由については第2条で説明する。「食品関連事業者」のあとに「食生活改善推進員」という言葉を入れた方が良いというご指摘をいただいたが、第1条目的は第5条以降の役割の部分で必要なものを入れているため、「食生活改善推進員」については入っていない。 議 長: 第1条に関して何か質問あるか。第1条については今の説明でよろしいか。</p>

委員：(異議なし)

(2) 第2条 定義 訂正について

事務局：「定義」と「意義」について。両方とも「意味・内容」ということで言葉の意味は「意味と言葉」という意味では合致しているが、第2条では条例で使われている言葉の意味を限定している。「この各号にかかげる用語の意義は」という表現にした。次に第2号の「食」の説明だが、食のところで「安心安全な」という言葉を入れたほうが良いというご意見をいただいたが、言葉の意味を限定して説明しているため、省略した。第3号から第7号、「教育関係者」から「食品関連事業者」までの説明の中に「等」を入れたほうが良いということだが、言葉の意味を限定して書いているため、加筆はしていない。第6号の「農業者」の他に畜産業者はどうするのかという意見だが、産業振興課に確認したところ、農業とは畜産業者を含むということで、カッコ書きで「(畜産業含む)」とした。第9号「食生活改善推進員」は「食育基本法に基づき、食育推進運動を行うボランティアで、市で行う養成講習会を終了した者をいう。」という文面に替えた。協議会自体が任意団体のため、説明のための加筆は無しとする。

議長：第2条に関して何か質疑あるか。よろしいか。

(3) 第3条 基本理念 訂正について

事務局：2行目「行わなければならない」という表現だが、理念は目標に向かって行動していく、施策を作っていくという意味合いから「行わなければならない」という表現はそのままにした。「市民のひとり一人」という表現と、安全性ということを入れたほうが良いというご意見をいただき、安全性については第1号と第4号に「安心安全な」という言葉を加筆。「市民の一人一人が、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い知識と理解を深め、生涯にわたる健全な食生活を実践すること。」という修正。第2号と第3号は「食」「食育」、ご意見のとおりカッコを削除。地産地消の関係は第5号に繰り下げ、第4号に「食生活において基本となる安心安全な食品と食の環境が守られるよう推進すること」という文面を加筆。これについては、第9条、第10条の「安全性」と繰り返されていたので、基本理念に入れたほうが良いというご意見の通りにした。第5号、「地域の特性」という文面を入れたら良いのではないかとご意見をいただき、「地域の食文化及び特性を生かし」という文面を地産地消の前に加筆した。

議長：前回の意見が反映されているような内容だと思う。基本理念に関して何か質問があれば挙手をお願いしたい。無いようなので市の責務第4条に進めていく。

(4) 第4条 市の責務 訂正について

事務局：2行目の「総合的かつ計画的に」の前に「策定し」という言葉を入れたほうが良いというご意見だが、第12条の文面を全体的に替え食に関する行動計画の位置付けを記したので、ここでは加筆していない。第3項で、「食生活改善推進員」という言葉を「食品関連事業者」の後に加筆。1行目「国及び埼玉県との連携を図りつつ」という文面は、第4条の原案に述べられており、第11条の施策の基本的な事項に入れたほうが良いというご意見については、特に施策自体の内容ではないため、市の責務に文面を残した。

議 長：食生活改善推進員を食品関連事業者のあとに加筆したということだが、質問はないか。無いようなら、第5条市民の役割に関して説明をお願いしたい。

(5) 第5条 市民の役割 訂正について

事務局：2行目の「食育推進に関する施策に寄与するよう努めるものとする」という表現で、「寄与する」という言葉自体が強いのではないかというご意見があった。「協力する」という言葉に修正した。

議 長：「寄与する」という言葉は他市の条文ではよく使われている。「寄与する」というのは人の役に立つ、社会に役立つ、貢献するという意味合いであるが、「協力する」で法規の方は大丈夫か。

事務局：今回の修正に関しては法規の方からまだ1回目の審議のため、もう一度審議をしてから見せてほしいとの話があり、今回の審議が終わってから法規の方には確認する。

議 長：それでは第5条に関しては質疑があるか。第6条教育関係者の役割に関しては前回採決を取っていない。事務局から説明をしていただき審議をしていきたいと思う。

(6) 第6条 教育関係者の役割 訂正について

事務局：大きく3点ご意見があった。まず第1項で2行目に「他の者」と漢字で表現したが、他の法規も確認したところ、「他のもの」という表現をしている他市町村の食育条例が多かった。漢字の「者」は主に人を指すため、教育関係者または関係団体以外の間う意味合いが多く含まれており、ひらがなの「もの」と替えた。具体的に関連機関等など他の単語を入れた方がいいという指摘があったが、「他のもの」という表記にした。こちらは法規と調整し、次回報告したいと思う。第7条から9条についても「他のもの」とした。次に第2項、1行目に「学校給食等」とあり、この「等」が何かについては、家庭科等という話もあったが、家庭科だけでなく、理科や道徳なども想定されるため、「各教科及び」ということを「学校給食等」の前に加筆した。同様に第2項の2行目、「活用がなされるよう必要な」という言い方は「活用する」の表現が良いのではないかと指摘があった。主語はあくまでも「学校は」になるため、「活用がなされる」という言葉に替えているが、法規と相談し、次回報告したい。

議 長：以上説明があったが、今の説明に関して何か質問があるか。

委 員：「充実を図るとともに、各教科及び学校給食等」の「等」は「各教科」にもかかるのか。学校給食だけにかかるのか。

事務局：どちらにも含まれる。各教科は、数学や国語などの教科と考えている。学校給食等というとそれ以外の部分も含まれると考え条例では幅広くとらえていただきたい。

委 員：特別活動は、食に関する安心安全、健康についても入っており、総合的な学習では、食育に取り組んでいる学校が非常に多い。各教科等だと総合的な学習の時間も特別活動の時間も入ると説明できる。

事務局：今の意見は「各教科等及び学校給食での」という表現でよいか。

議 長：各教科の後に「等」を入れ、「学校給食」の後の「等」は入れない方が、内容がはっきりするというので、そのように修正するというので決をとりたい。いかがか。

委 員：(過半数以上挙手)

議 長：挙手多数にて修正した案で採決する。

事務局：「各教科等及び学校給食での」という文面で法規に確認する。

(7) 第7条 子育て関連施設関係者の役割 訂正について

事務局：1行目、「子育て関連施設関係者は」の次に「基本理念にのっとり、」を加筆した。同様に、2行目の「他のもの」を平仮名に修正。

議長：第8条、9条にも同様の変更になる。第7条に関して、「他のもの」が平仮名になったということ、「基本理念にのっとり」が加筆されたことが、変更点になるが、この条例に関して質疑があればお願いしたい。無いようなので、第8条の説明をお願いしたい。

(8) 第8条 保健医療関係者の役割 訂正について

事務局：第7条と同様、「他のもの」を平仮名に変更した。

議長：この条文に関して何か質問があればお願いしたい。無いようなので、次は第9条農業者の役割について。

(9) 第9条 農業者の役割 訂正について

事務局：第2条の定義のところで説明したように、第2条第6号に「(畜産業含む。）」という言葉を入れたため、第9条での説明書きは省略した。よって、表題も「農業者の役割」とさせていただいた。2行目「安心安全な食料の」という部分の、「安心安全な」を削除した。第2項だが、言い回しが難しい箇所があり、事務局で検討し、「農業に関する様々な体験の機会を提供し、自然の恩恵と農業への理解が深まるよう消費者との交流を図るとともに、他のものが行う食育推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。」という表現に替えた。

議長：質疑等あるか。無いようなので、第10条食品関連事業者の役割について。

(10) 第10条 食品関連事業者 訂正について

事務局：2行目、「自主的かつ」という文面の削除というご意見があり、そのまま削除した。次に3行目、「食育に関する活動に協力する」という文面で「活動」より「施策」の方が良いというご意見があり、そのまま「施策」という言葉に修正。

議長：前回、「自主的」及び「自ら」は無いほうが良いということで決を採ったが、良い文になっていると思う。第10条に関してはいかがか。質疑等ないようなので、第11条施策の基本的な事項について。

(11) 第11条 施策の基本的な事項 訂正について

事務局：「国・県・他機関」での連携の文面を入れた方が良いというご意見については、第4条「市の責務」で説明書きを入れたため、施策のみの表現にし、連携の部分は加筆していない。

議長：第11条に関していかがか。質問事項が無いようなので、第12条行動計画の位置づけについて。

(12) 第12条 行動計画の位置づけ 訂正について

事務局：項目のところで「行動計画の策定」という表現で「策定」を「位置づけ」という表現に替えた。委員からご意見いただき、行動計画との整合性を明記した方が良いというご意見があり、

策定ではなく「位置づけ」という表現に替えた。「市長は、前条に定める基本的な事項を総合的かつ計画的に実施するため、健康づくりに関する施策の中に食に関する行動計画を位置づけるものとする。」という文面に修正。なお、「市長は、」という主語の変更についてご指摘があったが、市長の諮問により条例を策定し、行動計画についても、市長の諮問によって検討するというので、そのままとした。

議長：事務局で修正し、非常にわかりやすくまとまっていると思うが、質問事項等お願いしたい。無いようなので、第13条財政上の措置について説明をお願いしたい。

事務局：(第13条 財政上の措置、第14条 委任 については変更点なしとの説明)

議長：全般を通じて、質疑等あればお願いしたい。

委員：表記上のことだが、第2条「意義は」と記載してあるので、例えば第1号「食育」と「知育」がつながって見える。「食育：知育」とコロンを入れるかまたは、「食は」とするとわかり易いと思う。

事務局：条例上はコロンは使わない。ご指摘いただいたように「は」の字を入れることについては、法規から指摘があると思うので、ここでは変更は見合わせたい。

委員：確認した方がよい。

事務局：確認する。また、「てにをは」についても、法規上のことは指摘があると思うので、次回報告をしたい。

議長：審議をいただいたが、内容を法規にかけ、問題があれば次回までには報告をお願いしたい。

事務局：報告する。

6. タイトルについて

議長：条文の案のタイトルについて「富士見市民ですすめる食育推進条例(案)」とあるが、タイトルをどうするか審議したい。

事務局：他市町村では、「食育推進条例」という名称が使われていることが多い。各地域の特性を入れているところもある。食育という言葉自体が使われていない自治体もある。ご意見をいただき法規にかけたい。

議長：歯科口腔保健推進条例はどのようなタイトルか。

委員：「富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例」。「富士見市民ですすめる食育推進条例」は内容が良くわかり簡潔で良いと思う。

委員：「すすめる」は「推進」にかかると思う。「ですすめる」は削除した方がよいと思う。

事務局：「推進」を削除するかたちもあるが。

議長：「富士見市民ですすめる食育条例」または、「富士見市民食育推進条例」ということになる。

議長：他の意見はいかがか。

委員：「富士見市みんなの食育推進条例」はどうだろうか。

委員：タイトルは重要な内容なのでもう少し審議をした方がよいと思う。

委員：条文を読むと、「食育」と「推進」は切り離せない中身になっている。

委員：「富士見市民ですすめる食育推進条例」は良いと思うが、「食育推進」は内容にもあるので、できれば残して考え、「すすめる」と「推進」が重なるようなら、「富士見市民で取り組む」

など、言葉を変えて食育推進条例につなげてはどうか。

委員：「富士見市食育推進条例」では堅いイメージがある。柔らかいイメージにして「市民でつくる食育推進条例」ではどうか。

委員：「富士見市いきいき食育推進条例」や、「キラリ☆ふじみ」をイメージして「キラキラ」や「キラリ」などを入れてはどうか。

委員：「食育推進」という言葉自体が難しいので、優しくしたらどうか。

委員：健康増進計画の名前はそのままか。そのようなことも視野に入れた方が良いのか。

事務局：行動計画については、県の行動計画もそうだが、比較的自由に表現できる。

議長：健康増進計画の方に「キラリ」のような表現を入れたらいいかと思う。様々な案が出たが、この食育推進条例では、

- ・「富士見市民ですすめる食育推進条例」
- ・「富士見市みんなの食育推進条例」
- ・「富士見市民で取り組む食育推進条例」
- ・「富士見市民食育推進条例」
- ・「富士見市民ですすめる食育条例」

の中で決めたいと思う。良いと思われるものに挙手をお願いしたい。

それでは挙手数の多かった「富士見市民で取り組む食育推進条例」をタイトルとして採択したいと思う。

議長：順調に審議が進んでいった。本日検討した事項に関しては、事務局が次回までに法規にかけて結論がある程度出ているということによろしいか。

事務局：はい。

議長：それでは審議会を終了する。